

業務委託契約書（案）

公立大学法人沖縄県立芸術大学 理事長 波多野泉（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、沖縄県立芸術大学奏楽堂（以下「奏楽堂」とい
う。）の舞台・音響・照明操作管理等業務について、次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は奏楽堂舞台・音響・照明操作管理等業務（以下「業務」という。）を乙に
委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、甲の指示に従い別紙「仕様書」に基づいて業務を行わなければならない。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和7年6月1日から令和10年5月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は全期間の総額として金 円 とする。

なお、取引に係る消費税及び地方消費税は 円とする。

（注）「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第
29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出し
たもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

2 各年度ごとの委託料内訳は次のとおりとする。

令和7年度・・・月額	円	×	10月	=	金	円
令和8年度・・・月額	円	×	12月	=	金	円
令和9年度・・・月額	円	×	12月	=	金	円
令和10年度・・・月額	円	×	2月	=	金	円

（検査）

第4条 乙は、本契約書並びに別紙仕様書の規定に基づいて業務を履行し、この契約の
内容を満たすものであるかについて、甲の検査を受けなければならない。

（委託料の支払方法）

第5条 委託料の支払いは、契約金額を月割額にし、一月ごとの精算払いとする。

2 乙は、前条に規定する検査を終えた分について、前月分の委託料を甲に対し書
面により請求するものとする。

3 甲は、適法な委託料請求書を受理した日の属する月の翌月末までに乙に対し委
託料を支払うものとする。

（違約金）

第6条 乙が、本契約書並びに別紙仕様書に記載された内容に基づいて業務を履行し得
なかった場合、乙は、遅延日数に応じ、未納部分の契約金額に対し、年3.0パ
ーセントの割合の金額を違約金として甲に支払わなければならない。

（契約の解除）

第7条 甲は、乙が次の各号の一つに該当するときは、この契約を解除することができ
る。

- (1) 乙がこの契約を誠実に履行しないとき、または履行する見込みがないと甲
が認めたとき。
- (2) 乙が正当な理由なくこの契約の解除を申し出たとき。
- (3) 第1条の規定に違反したとき。
- (4) この契約に関し、乙に故意又は重大な不正若しくは不法行為があったとき。
- (5) 乙が銀行取引を停止されたとき。
- (6) 甲が翌年度以降において当該契約に係る予算について減額または削除が
あったとき。
- (7) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその
役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下
同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律
第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員
（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- (8) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (9) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (11) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（損害賠償）

第8条 乙は、次の事由が生じたときは甲に対して直ちにその損害を賠償しなければならない。

- (1) 乙が、業務の実施に際し、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 前条の規定により、この契約が解除されることによって、乙が甲に損害を与えたとき。

（権利義務の移転禁止）

第9条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し又は継承させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（個人情報の保護）

第10条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（職員に従う責務）

第11条 乙は、甲の指定する職員の指示に従い、この契約を誠実に履行しなければならない。

（業務に関する調査等）

- 第12条 甲は、乙に対し業務の実施に関する報告や資料の提出を求め、必要な指示をすることができる。
- 2 乙は、業務遂行において異常等を発見した場合は速やかに甲に報告し、甲の指示により早急にその処理にあたらなければならない。
- 3 前項において、乙は、処理を終えた後は甲に対しその結果を遅滞なく報告しなければならない。

（乙の法令上の責任）

第13条 乙は、乙が派遣する本業務に従事する技術員（以下「技術員」とする。）に係る労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他労務に関する一切の事項について、雇用者でありかつ使用者としての責務を負わなければならない。

（技術員の災害に対する措置）

第14条 本業務の履行に際して乙の技術員が災害に遭遇し負傷等した場合、乙は当該技術員に対する全責任を負担することとし、甲は何ら責任を負わないものとする。

（技術員の入れ替え）

第15条 甲は、乙が派遣した技術員を不適当と認めた場合、乙に対し技術員の入れ替えを求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

（天災等による契約不履行）

第16条 天災地変その他やむを得ずこの契約の全部又は一部を履行できなくなった場

合は、甲乙協議のうえ対処するものとする。

(その他)

第17条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ処理するものとする。

上記契約の成立を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 那覇市首里当蔵町1-4
公立大学法人沖縄県立芸術大学
理事長 波多野 泉

乙

別記

個人情報取扱特記事項 (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することの無いよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。但し、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知)

第8 乙は、この契約による事務に従事しているものに対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由無く他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報取扱事務について自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りでない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。但し、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第11 乙は、この契約による事務を行うにあたり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じる恐れのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 業務の処理に関し、個人情報取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。